

令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務

仕様書

1 事業名

令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務

2 目的

本町の観光情報を提供する公式ポータルサイト「北谷日常」は、平成29年2月の開設以来、町の観光情報を素早く発信し、来町意欲を高め誘客の強化のため運用を行ってきた。しかし、現在のポータルサイトは開設から既に6年が経過し、他自治体や観光関連団体等のポータルサイトと比較すると各種機能やデザイン面で劣り、「見づらい、探している情報が見つけない、情報の更新がなかなかされていない」などの意見があり、本来の設置目的である旬な情報発信の役割が果たせていない状況がある。

このことから、本町の観光情報総合窓口としての役割強化を図るため、利用者に対して町の特色や個性などを魅力的にわかりやすく、情報発信力の高いポータルサイトを構築することを目的として、ポータルサイトデザイン及び機能等の全面的なリニューアルを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託料上限

3,500千円（消費税含む）

5 業務概要

令和5年度観光情報ポータルサイトリニューアル構築業務（以下「本業務」という）の業務範囲は以下のとおりとする。

- (1) ポータルサイト作成に必要な構成の設計、デザイン提案、制作、ドメインの引継ぎ及び現ポータルサイトからの移行作業等、現環境から新サイトへの移行に係る一切の業務。
- (2) 本業務は現ポータルサイトのリニューアルに留まり、次年度以降の運用及び保守については提案を求めものではない。

6 ポータルサイトの機能

- (1) 全てのコンテンツがHTTPS化されていること。
- (2) CMS（ホームページ運用管理システム）の導入を基本とすること。

- (3) レスポンシブウェブデザイン（マルチデバイス対応）で構成され、各ページは、P
C、スマートフォン、タブレットなどの端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新
版にて支障なく閲覧ができるようにすること。
- (4) 現ポータルサイトからの新サイトへのデータの移行を行うこと。
- (5) サイトの設計にあたっては、要素配置を明確にしてサイトマップ及び全ページについ
てワイヤーフレームを作成し、トップページに、主要イベントの告知、台風情報や災害
等、重要性の高い情報を確認できるものとする。
- (6) 誰もが見やすく求める情報に容易にたどり着くことができるユーザビリティ・アクセ
シビリティに十分配慮した構成及びデザインとすること。
- (7) ポータルサイトから各種 SNS（Instagram、YouTube、Facebook）に誘導できる仕組
みを有すること。SNS の運用については、「北谷町ソーシャルメディア利用ガイドライ
ン」に準じた運用ができる仕組みを構築すること。
- (8) 多言語対応可能（基本は英語）な仕組みを構築すること。
- (9) パンフレット、写真や動画の素材提供を希望する者が、ページ内で希望の素材を選択
し、利用規約の同意や申請フォームを経てダウンロードが可能な機能を設けること。ま
たこれに付随し、申請フォームの仕様について以下の要件を満たすこと。
 - ア 申請者が入力内容を送信前に確認できること。
 - イ 問合せ、申請があったことを通知するメールが管理者に送信されること。
 - ウ 申請送信後に受付した旨を記載したメールを申請者に自動送信できること。
- (10) Google Map、ストリートビュー、アナリティクスの閲覧が可能であること。
- (11) ポータルサイトの日々の運営において、専門的な知識や操作技術を有しない職員が、
データの管理（追加・修正・削除）や更新を容易に行うことが出来ること。
- (12) 不慮の事態を想定し、Web に関する専門知識を有しない職員が容易にコンテンツの
更新をおこないサイト保守運用を円滑におこなえるよう、各種運用マニュアル等を作
成し、その内容に基づいた操作研修を実施すること。なお研修日程及び日数については
担当課と協議するものとする。
- (13) 個人情報の保護やデータの漏洩、改ざん等を防ぎ、セキュリティリスクの対策を備
える安全で安定したサイトを構築し、障害発生時には、問題を解決させるべく迅速な対
応をおこなうこと。
- (14) Google アナリティクス等を用い、効果検証ができる仕組みを構築すること。

7 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に
定める権利を含むすべての著作権（財産権）を、北谷町に無償で譲渡するものとする。
ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有す
る著作物を利用する場合は事前に北谷町の承諾を得るものとする。

- (2) 受託事業者は、北谷町の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。本事業作成物で使用する文章、写真、図版などは全て北谷町内での利用、或いは北谷町が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (4) 登場人物の肖像権や音楽・映像・音声・キャラクター等の著作権については、あらかじめ許諾を得る等、各種権利処理を確実に実施すること。第三者による権利侵害等の紛争が生じた場合は、受託者で解決するものとし、北谷町は損害賠償等の責任を一切負わないものとする。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上事前に書面にて報告し、町の承諾を得なければならない。

9 その他

提案内容については、以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託者が用意すること。但し、北谷町より必要とされる画像、映像の提供がある場合は受託者へ提供する。
- (3) 掲載内容の情報については、受託者が責任を持って文字校正(情報内容確認)を行う。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (6) 本業務に係るデザインは、受託者を決定するに必要な要素として提案されるものであり、実際の成果品のデザインは提案されたデザインを基に委託者及び受託者双方の協議の上決定することとする。
- (7) ポータルサイト開発環境は、契約期間において、受託者が保持もしくは復旧できる状態を保持し、不具合が発生した際には修正できる環境を保持すること。

10 成果物

成果物は、下記、成果物等一覧表のとおり納品すること。なお、電子データの納入方法

及び形式については発注者と協議の上、決定すること。

成果物等一覧表

| 成果品名 | 形式・様式 | 部数 |
|--------------------------|---|-----|
| (1) ポータルサイト | 制作したポータルサイトは既存外部サーバーに格納し、インターネット上問題なく作動閲覧可能な状態とすることで成果品の北谷町への引き渡しとする。 | 一式 |
| (2) サイト設計書、CMS設計書、サイト構成図 | 電子データ（PDF形式）及び印刷物 | 各2部 |
| (3) サーバー環境設定資料 | 電子データ（PDF形式）及び印刷物 | 各2部 |
| (4) 管理者用マニュアル | 電子データ（PDF形式）及び印刷物 | 各2部 |
| (5) テスト結果及び動作確認書 | 電子データ（PDF形式）及び印刷物 | 各2部 |
| (6) 素材データ | 電子データ（PDF形式）及び印刷物 | 各2部 |